

令和4年度答申第44号
令和4年10月6日

諮問番号 令和4年度諮問第42号（令和4年8月24日諮問）
審査庁 経済産業大臣
事件名 鉱業権取消処分に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

理 由

第1 事案の概要

本件は、A経済産業局長（以下「処分庁」という。）が、鉱業権を取得した審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が鉱業法（昭和25年法律第289号）62条2項の規定に違反して事業に着手していないため同法55条5号に該当するとして、同号の規定に基づき、鉱業権4件を取り消した（以下「本件処分」という。）ことから、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

1 関係する法令の定め

- (1) 鉱業法21条1項は、鉱業権（特定鉱物以外の鉱物を目的とするものに限る。）の設定を受けようとする者は、経済産業大臣に出願して、その許可を受けなければならないと規定する。
- (2) 鉱業法55条は、経済産業大臣は、鉱業権者が同条各号のいずれかに該当するときは、鉱業権を取り消すことができると規定し、同条5号は、同

法62条2項の規定に違反して事業に着手しないとき等を掲げる。

- (3) 鉱業法62条1項は、鉱業権者は、鉱業権の設定又は移転の登録があった日から6か月以内に、事業に着手しなければならないと規定し、同条2項は、鉱業権者は、やむを得ない事由により前項の期間内に事業に着手することができないときは、期間を定め、事由を付して、経済産業大臣の認可を受けなければならないと規定する。
- (4) 鉱業法126条は、経済産業大臣は、この法律又はこの法律に基づく命令の規定による処分又はその不作為についての審査請求があったときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）24条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、当該審査請求がされた日（同法23条の規定により不備を補正すべきことを命じた場合にあっては、当該不備が補正された日）から30日以内に、審理員（同法11条2項に規定する審理員をいう。）による意見の聴取を開始しなければならないと規定する。
- (5) 鉱業法145条は、この法律に規定する経済産業大臣の権限は、経済産業省令で定めるところにより、経済産業局長に委任することができる」と規定する。

2 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は、以下のとおりである。

- (1) 審査請求人は、昭和59年6月25日、B採掘権登録第a号、第b号、第c号及び第d号（以下「本件各鉱業権」という。）につき、移転の登録を受けた。

（本件各鉱業権の各鉱業原簿）

- (2) 審査請求人は、平成28年10月25日、処分庁に対し、本件各鉱業権に係る事業着手の延期認可申請をし、処分庁は、同月26日付けで、審査請求人に対し、延期の期間を同年12月26日から平成30年12月25日までとする認可をした。

（平成28年10月21日付け事業着手の延期認可申請書、平成28年10月26日付け事業着手の延期認可通知書）

- (3) 審査請求人は、平成30年12月25日までに、本件各鉱業権に係る事業の着手及び事業着手の延期認可申請を行わなかった（以下「前回期間徒過」という。）。

（審査請求に係る意見聴取会調書）

(4) 処分庁は、平成31年3月1日、審査請求人に対し、本件各鉱業権の取消しに関する聴聞を実施した（以下「前回聴聞」という。）。

(前回聴聞の聴聞調書)

(5) 審査請求人は、令和元年6月24日、処分庁に対し、本件各鉱業権に係る事業着手の延期認可申請をし（以下「前回延期認可申請」という。）、処分庁は、同年7月3日付けで、審査請求人に対し、延期の期間を同日から令和2年12月25日とする認可をした（以下「前回延期認可」という。）。

(令和元年6月21日付け事業着手の延期認可申請書、令和元年7月3日付け事業着手の延期認可通知書)

(6) 審査請求人は、令和2年12月25日までに、本件各鉱業権に係る事業の着手及び事業着手の延期認可申請を行わなかった（以下「本件期間徒過」という。）。

(審査請求に係る意見聴取会調書)

(7) 処分庁は、令和3年8月30日、審査請求人に対し、本件各鉱業権の取消しに関する聴聞を実施した（以下「本件聴聞」という。）。

(本件聴聞の聴聞調書)

(8) 処分庁は、令和3年12月1日付けで、審査請求人に対し、本件各鉱業権を取り消す処分（本件処分）をした。

(鉱業権取消通知書)

(9) 審査請求人は、令和4年2月17日、審査庁に対し、本件処分を不服として本件審査請求をし、同年3月23日、審査請求書の補正書を提出した。

(審査請求書、補正書、令和4年9月7日受付の審査庁主張書面)

(10) 審査庁は、令和4年4月22日、審査請求人に対し、本件処分に関する意見の聴取を行った。

(審査請求に係る意見聴取会聴取)

(11) 審査庁は、令和4年8月24日、当審査会に対し、本件審査請求は棄却すべきであるとして諮問をした。

(諮問書、諮問説明書)

3 審査請求人の主張の要旨

(1) 本件処分において、審査請求人は「鉱業法に基づくA経済産業局長の処分に係る審査基準等について」（平成24年訓令第4号。最終改正：平成

30年3月15日。以下「本件審査基準等」という。)の中で、申請手続きができなかった理由に該当する「病気又は負傷により病床に伏していたとき。」の項目に該当する事実に対し、処分庁が下した本件審査基準等第1の1.(13)④エのいずれにも該当しないとの判定については、審査請求人の前代表者であるC(以下「前代表者」という。)に係るD医師作成の平成31年3月18日付け診断書(以下「本件診断書」という。)で誤りであることが証明でき、認可申請手続きができなかったことにつき、正当事由を有しており、審査請求人の権利が侵害されていると言わざるを得ない。

- (2) 審査請求人は法人であり、前代表者以外に数名の取締役及び監査役が就任していたが、実質的には平成26年頃には審査請求人の役員を退任しており、審査請求人の業務には一切関与しておらず、登記に氏名のみ記載されている名目的役員にすぎないところ、審査請求人の業務は前代表者が一人で行っていた。そして、前代表者一人の個人商店と同様の形態となり、ワンマン体制による経営が仇となり、結果的に認可申請期間までも徒過する事態となってしまった。

審査請求人においては、前代表者の実際の状況については全くその事実を確認する術がなく、前代表者を捜索する為に、令和2年6月頃より探偵等の第三者に依頼してその捜索を行っていく中、令和3年3月になってやっと前代表者の親族(息子)を探し出したのであったが、その時点においては、審査請求人は前代表者の息子から詳しい病状が証明できる診断書の入手まではできず、結局、本件聴聞では前代表者の病状の明確な証明は叶わず、単なる口頭での説明にて終了したのであった。

審査請求人は、令和4年2月になってやっと前代表者の息子から提供を受けた本件診断書の内容を確認することで、初めて前代表者がアルツハイマー型認知症、慢性硬膜下血腫と診断されていた事実等を確認できたのであった。前代表者の息子の供述によると、前代表者の認知症がどんどん進んでいき、令和2年頃になると一人では通常の生活もできない状態となってしまう、息子の意志により、令和2年1月に審査請求人の本店兼前代表者の居住地を引き払い、以後息子の家に居住し始めていた事の事実が判明したのである。

(3) 処分庁は、前回聴聞後に、審査請求人から「今後は家族及び関係者で補佐をしていきます」と記載された事業着手の延期認可申請書（以下「前回延期認可申請書」という。）及び「今後、認可申請を怠ったときは、鉱業権が取り消されても異存ありません」と記載された始末書が提出されていることを理由に、本件審査基準等第1の1. (13)④エのいずれにも該当しないと判断している。

しかし、本件審査基準等第1の1. (13)④エ. (イ)に該当するかどうかは、認可申請を期間内に行えなかったやむを得ない事情の有無によって判断すべきであり、本件聴聞の際に、前代表者が前回聴聞と異なる新たな病気又は負傷により病床に伏していたときは、前回延期認可申請書及び始末書が提出された経緯を処分の際に判断すべきではない。この点、前代表者は、前回聴聞後にアルツハイマー型認知症を患っていたことから、審査請求人には、期間内に許可申請を行えなかったやむを得ない事情があることは明らかである。

(4) 審査請求人は、令和2年12月の延期申請期限前、すでに現地において人と資金を投下した上で事業着手していた事実もあり、このまま本件各鉱業権が取消しとなれば、これまでの労力と資金投下に要した対価が無駄となり、審査請求人に多大な損失が生じることは明白であり、その状況だけは何とか回避すべく今般の審査請求に臨んだものである。

(5) 以上により、本件決定処分の取消しを求める。

第2 諮問に係る審査庁の判断

審査庁は、審理員意見書と同じ理由により、本件審査請求は棄却すべきであるとしている。審理員の意見の概要は、以下のとおりである。

1 本件審査請求の事案は、審査請求人は鉱業法62条2項の認可を受けていた事業着手の延期の期間を徒過し、同項違反の状態となり、処分庁が同法55条5号に該当するとして、審査請求人の本件各鉱業権を取り消した処分に対する審査請求である。今般、本件聴聞において、鉱業法62条2項の規定に違反して認可申請をしなかった理由（以下「手続上の理由」という。）が争点であり、それは、審査請求人が、本件審査基準等の第1の1. (13)④エの「(イ) 病気又は負傷により病床に伏していたとき。」に該当していたか否かである。

2 審査請求人は、本件診断書を提出しているが、以下の理由から、これをもつ

て、本件処分を取り消す判断にはならない。

- (1) 審査請求人は、「実質的には」前代表者以外の取締役及び監査役は「平成26年頃には審査請求人の役員を退任しており、審査請求人の業務には一切関与しておらず、登記に氏名のみ記載されている名目的役員に過ぎないところ、審査請求人の業務はCが一人で行っていた」とワンマン体制を説明し、結果的に当該認可申請期間までも徒過する事態となったと述べている。一方で、「審査請求人は令和2年12月の延期申請期限前、すでに現地において人と資金を投下した上で事業着手していた事実もあり」と述べており、審査請求人である法人としての活動があったものと判断でき、先述の「審査請求人の業務はCが一人で行っていた」とは矛盾する。

よって、審査請求人は、法人として、かかる鉱業法違反を排除する対応ができたものと判断する。

- (2) また、審査請求人は、本件診断書を提示しつつ、令和4年2月になって、初めて前代表者がアルツハイマー型認知症、慢性硬膜下血腫と診断された事実を知ったと主張している。審査請求人から提出された令和4年5月30日付け反論書では、審査請求人の現代表取締役のE（以下「現代表者」という。）が知った日は令和4年2月と述べており、それを否定するところではないが、①本件聴聞時に審査請求人の監査役のFが「Cは痴呆症で施設に入っていた」と発言したこと、②前回聴聞を経て、審査請求人から提出された令和元年6月21日付け前回延期認可申請書の「9. 事業着手延期申請が遅れた理由」に「平成30年7月よりCは高齢のため健康状態が悪く、物忘れが頻繁にあり、約束事も忘れてトラブルが多くありました。本人は気丈で周りには気付かれないように振舞っていましたが、認知症であることが最近分かった次第です。」及び「今後は家族及び関係者で補佐をしていきます」と記載されていること、③上記申請書と同日付けで提出された「始末書」には、「鉱業権者の代表であるCが認知症の治療のため」と記載されていることから、審査請求人は、当時の代表取締役であった前代表者が認知症であることを承知していたと判断される。

このことから、審査請求人は、少なくとも、前回延期認可申請時の令和元年6月21日時点における前代表者の病状を承知していたものと判断できる。

更に、前回延期認可申請書及び始末書の記載内容から、審査請求人は、

鉱業法62条2項の違反の再発防止に向けた意思を持っていたものと推察できる。

以上から、現代表者が前代表者の病状を知らなかったとしても、審査請求人は、それを知っていた又は知りえる立場にあったと判断する。また、審査請求人は、その説明から、令和2年12月の延期申請期限以前に、すでに現地において人と資金を投下するなどの法人としての活動を実施していたと判断できる。

よって、本件診断書をもって、本件処分を取り消す判断にはならない。

- 3 審査請求人は、過去にも認可申請期限を徒過しており、処分庁において、前回聴聞を実施している。この際、審査請求人は、手続上の理由として、今回聴聞と同様に前代表者の健康状態が悪いなどといった内容を陳述した。これを受け、処分庁は、上記理由が本件審査基準等第1の1. (13)④エ. (イ)「病気又は負傷により病床に伏していたとき」の手続上の理由に該当するとして、本件各鉱業権を取消処分とせず、前回延期認可申請を認可している。

ここに、前回聴聞における対応は、前代表者個人の病状を捉えて、本事案と同じ法人である審査請求人の手続上の理由に該当するとしている。つまり、審査請求人と前代表者個人を同一人格として判断している。

株式会社などの法人格が「病気又は負傷により病床に伏していたとき」は、想定できず、法人として組織で活動しその責任を負うものとする。

仮に、法人の代表取締役や担当職員などの者を、これに当てはめると、法人にかかる様々な法律の義務は、その職員が負うとの解釈が生じ得る懸念があり、問題である。

しかるに、前回聴聞時の処分庁は、審査請求人と前代表者個人を同一人格として判断しているのは、聴聞等を通じて、過去から、同一視できるほどの相当な独占性をもっていただけると判断したものと推察する。

そのため、審査請求人は、認知症等を患っている前代表者の行動等を把握できず、当該法令違反を犯す結果となり、その反省のもと、前回延期認可申請書で家族及び関係者で補佐していくとの意思と、始末書で「今後、認可申請を怠ったときは、鉱業権を取り消されても異存がありません」とする意思をもって、法人として法令遵守の意思を示したものと判断する。

このようなことから、前回と違い、審査請求人とその当時の代表取締役であった前代表者を同一視することはできず、あくまでも審査請求人の法令違反として処分することとした処分庁の判断は妥当である。

反論書には、前回延期認可申請書及び始末書に記載された内容や経緯を処分の際に判断すべきではない旨を指摘しているが、審査請求人の当時の意思は参考としても問題はないものと思料する。

- 4 以上のとおり、審査請求人に対して本件処分をすることとした処分庁の判断は妥当であり、本件審査請求には理由がないから棄却されるべきである。

第3 当審査会の判断

当審査会は、令和4年8月24日、審査庁から諮問を受け、同年9月1日、同月16日、同月29日及び同年10月6日の計4回、調査審議をした。

また、審査庁から、令和4年9月7日及び同月20日、主張書面及び資料の提出を受けた。

1 本件諮問に至るまでの一連の手続について

- (1) 本件審査請求では審査請求書の補正が行われており、審査請求書及びその補正書には審査請求人の押印がある。審査請求書の押印は、鉱業法令の押印見直しと同様に見直しがされ、押印を求めていた行政不服審査法施行令（平成27年政令第391号）4条2項の規定は削除されている（押印を求める手続の見直し等のための総務省関係政令の一部を改正する政令（令和3年政令第29号）。令和3年2月15日施行）。審査請求人の負担の軽減の観点から、審査庁は、少なくとも、審査請求人に補正命令を出す際には、審査請求書及び補正書に審査請求人の押印は不要であることを併せて示すことが望ましかったといえ、今後、審査請求に係る事前の案内の際も含めて、押印が不要であることについて周知することが望まれる。

- (2) 上記（1）で指摘した点以外では、本件諮問に至るまでの一連の手続に特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

2 本件処分の適法性及び妥当性について

- (1) 鉱業法55条5号は、経済産業大臣（及びその委任を受けた経済産業局長）は、鉱業権者が同法62条2項の規定に違反して事業に着手しないときには鉱業権を取り消すことができると規定しており、事業着手義務違反があった場合には、鉱業権の取消しをするかどうかは、経済産業大臣（経済産業局長）の合理的な裁量に委ねられているというべきである。そして、

同法62条2項は、鉱業権者は、やむを得ない事由により同条1項の期間内に事業に着手することができないときは、期間を定め、事由を付して、経済産業大臣（経済産業局長）の認可を受けなければならないと規定する。

この鉱業権の取消処分 of 基準について、処分庁は、本件審査基準等の不利益処分に係る処分基準の項（第2の2.）において、鉱業法55条の各号に掲げる処分基準に尽くされているから、特段、処分基準は設定しないとしている。

他方、申請に対する処分に係る審査基準の項（第1の1.）において、同法62条2項の認可（1.（13））について、「事業着手の義務違反」の目（（13）④）を設けて、以下のとおり、同項の規定に違反して事業に着手しない鉱業権者の取扱いを定めている。

まず、同法62条2項の規定に違反して事業に着手しない鉱業権者については、同法55条5号に該当するものとして聴聞を行った後、鉱業権の取消しを行うものとする規定し（④ア）、そして、その聴聞においては、同号に該当する鉱業権者に事業着手できないやむを得ない事由（以下「事業未着手の事由」という。）及び同法62条2項の規定に違反して認可申請をしなかった事由（手続上の理由）を陳述させるとともに、必要に応じて事実を証する書面を提出させるものとする旨規定する（④ウ）。

次に、手続上の理由に該当するものは、天災地変その他不測の障害により手続ができないとき、病気又は負傷により病床に伏していたとき、業務の遂行上やむを得ない用務が生じていたとき（ただし、最小限度に止めること。）であると規定し（④エ（ア）から（ウ）まで）、聴聞の結果、鉱業権者が同法62条2項の規定に違反して認可申請を怠っていたことについて、事業未着手の事由及び手続上の理由があると認められるときは、遅滞なく、同項の規定による認可申請を行うよう指導するとともに、別紙様式による始末書を提出させるものとする旨規定する（④オ）。

そうすると、処分庁は、事業着手義務違反があった場合に、同法55条5号に基づく鉱業権の取消しをするかどうかについて基準を定めていると理解される。そして、事業未着手の事由（③カ）及び手続上の理由（④エ）を具体的に示してこれらに該当すると認める場合には、鉱業権の取消しをせずに、事業着手延期の認可申請をさせる取扱いは、処分庁の裁量の範囲内として特段不合理な点はみられない。なお、上記の基準は、不利益処分

を受ける可能性のある鉱業権者にとって、一定の予見可能性を得られるものであるから、一覧性をもって示されることが望ましく、処分庁は、本件審査基準等の不利益処分に係る処分基準の項にまとめて基準を示すべく、記載方法を工夫することが望ましい。

これを本件についてみると、処分庁は、「以下の経緯のとおり、鉱業法第62条第2項の規定に違反して事業に着手していないため、同法第55条第5号に該当する」ことを理由として、本件処分を行っている（鉱業権取消通知書）。そして、「以下の経緯」として、「鉱業法第62条第2項の規定に基づく事業着手の延期の期間内に事業に着手しておらず、また、引き続き同規定に基づく事業着手の延期申請手続きも行わなかったため、同規定の違反となった。」こと及び「（前略）聴聞における貴殿の陳述内容等は、事業着手できないやむをえない事由に相当するとは認められるものの、鉱業法第62条第2項の規定に違反して認可申請をしなかったやむをえない事由に相当するとは認められない。」ことを挙げていることから、処分庁は、事業の未着手の事実を認定した上で、本件聴聞に係る聴聞報告書に記載された主宰者の意見を参酌して、本件処分を行ったものと認められる。

そこで、以下、審査請求人は同法62条2項の規定に違反して事業に着手しなかったことに事業未着手の事由があるかどうか、また、事業着手の延期認可申請をしなかったことに手続上の理由が認められるかどうかについて検討する。

(2) 事業未着手の事由について

本件審査基準等によれば、鉱業法55条5号に該当する鉱業権者に対する聴聞は定期的に行うものとするとしてされており（第1の1.（13）④イ）、処分庁は、令和3年7月上旬頃に、聴聞の開催に向け、自ら管理している鉱業権データベースによって聴聞の対象者を抽出した際に、審査請求人の本件期間徒過を把握した（令和4年9月20日付け審査庁主張書面）。

また、同法63条2項前段は、一般採掘権者は、事業に着手する前に、施業案を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない旨規定しているところ、審査請求人が上記認可を受けたことは認められない。

そして、審査請求人が本件各鉱業権に係る事業に着手していないことに

関して、本件聴聞の結果、「鉱業用地につき、借地又は買収交渉が遅延しているとき。（ただし、誠実に交渉中であると認められるときに限る。）」

（本件審査基準等第1の1.（13）③カ.（ア）F）に該当すると判断され（本件聴聞の聴聞報告書）、「事業着手できないやむをえない事由に相当する」（鉱業権取消通知書）と認められたことについて、審査関係人間に争いはない。

（3）手続上の理由について

ア 審査請求人は、本件期間徒過は、前代表者の病気に起因するものと主張するが、本件審査基準等に手続上の理由に該当するものとして挙げられている「病気又は負傷により病床に伏していたとき」とは、その文言からして、個人である鉱業権者についてのものであって、法人である鉱業権者については該当しないと解される。

そして、法人の代表取締役等が病気等で病床に伏していたが故に法人として認可申請に至らなかった特段の事情がある場合も該当するとして検討してみても、以下のとおり、審査請求人の主張は採用することはできない。

なお、審査請求人は、現代表者が前代表者の病状等を知ったのは令和4年2月であることを前提に、期間内に事業着手の延期認可申請を行うことができなかつたやむを得ない事情があると主張している。しかし、法人に帰属する権利の発生又は維持に関して、前提となる事実に対する認識が争われている場合、当該法人が組織として認識していたかどうかは問われることになるところ、審査請求人は、本件各鉱業権を所有するという権利の主体たる法人として本件期間徒過以前から存続しているのであるから、本件処分の前提となる事実について、審査請求人が法人として認識していたか否かという観点から検討することが相当である。

イ 前代表者の病状に関する審査請求人の認識と対応について

（ア）審査請求人は、前回聴聞時（平成31年3月）に、前回期間徒過の手続上の理由について、「平成30年7月頃から鉱業権者法人代表者が高齢のため健康状態が悪く、物忘れが頻繁にあり、（中略）申請時期を逸し、申請できなかった。」と説明した（前回聴聞の聴聞調書）。前回聴聞に際し、審査請求人はFにこれを委任し、Fが審査請求人の代理人として出頭している（前回聴聞の聴聞調書、前回聴聞の出席者名簿、前回聴聞の委任状）。

また、審査請求人は、前回聴聞の実施後に、前回聴聞の補充資料として本件診断書を提出しており、それには、前代表者がアルツハイマー型認知症の診断を受けたこと、その認知症の程度が長谷川式認知症スケール（HDS-R）で15点であり、加療を開始していることが記載されている。

審査請求人は、前回延期認可申請の際（令和元年6月）、処分庁に提出した前回延期認可申請書の「9. 事業着手延期申請が遅れた理由」欄に「平成30年7月よりCは高齢のため健康状態が悪く、物忘れが頻繁にあり、約束事も忘れてトラブルが多くありました。（中略）認知症である事が最近分かった次第です。」、「今後は家族及び関係者で補佐をしていきます」と記載しており、同じく提出した始末書には「鉱業権者の代表であるCが認知症の治療のため、認可申請を怠り誠に遺憾に存じます。」、「今後、認可申請を怠ったときは、鉱業権が取り消されても異存ありません。」と記載している。

(イ) 以上からすると、審査請求人は、遅くとも平成31年3月時点で、前代表者の認知症、その程度及び治療の事実を把握しており、その上で、前代表者個人の問題ではなく、法人として、今後、延期期間を徒過することのないよう対策を講じると表明していたことがうかがえる。

ウ 審査請求人が本件期間徒過を回避できなかつたことについて

(ア) 現代表者やFは、令和2年6月から前代表者と音信不通となり、前代表者を捜索していたところ、本件各鉱業権の延期認可申請の期限が同年12月末までであることは認識していた（現代表者作成の令和4年3月22日付け陳述書）。また、前代表者は、平成26年11月29日、Fに審査請求人の業務の一部、株主及び役員就任の権限を委任していたとされており（補正書、平成26年11月29日付け委任状）、現代表者は、平成31年（令和元年）の初め頃、Fから令和2年11月には「この会社の引き渡しができる」ことを聞き、Fの要請で、令和3年6月25日、現代表者が、審査請求人の代表取締役になって前代表者から引き継ぐこととなった（現代表者作成の令和4年1月25日付け陳述書、履歴事項全部証明書）。なお、その前の令和3年3月31日には、現代表者が審査請求人の取締役、Fが審査請求人の監査役に就任している（履歴事項全部証明書）。そして、前代表者は、同年9

月に死亡している（現代表者作成の令和4年1月25日付け陳述書）。

(イ) そうすると、令和2年6月になって、現代表者やFが前代表者と音信不通になったとしても、現代表者が本件各鉱業権の延期認可申請の期限が同年12月末までであると認識していたこと、Fが前代表者からその株主及び役員就任の権限に関して委任を受けていたとされることを踏まえれば、期限までに審査請求人の代表取締役を追加して選任するなどの方法を取り、事業着手の延期認可申請を行うことは可能であったといえることができる。現に、前代表者が死亡する前に、現代表者が審査請求人の代表取締役に就任していることからしても、上記方法が可能であったことがうかがわれる。

エ 以上によれば、審査請求人は、遅くとも平成31年3月時点で、前代表者の病状等を把握しており、法人として対策を講じると表明していたことがうかがえること、また、代表取締役の追加選任等により、期限内に事業着手の延期認可申請を行うことは可能であったといえることから、法人として審査請求人が期間内に事業着手の延期認可申請ができなかった特段の事情があるとは認められない。

なお、審査請求人が、法人でありながら、本件期間徒過は前代表者の病気に起因するものと主張するのは、前回期間徒過の際に同様の主張により手続上の理由に該当すると認められて前回延期認可を受けたことが影響していないとはいえないと思われる。処分庁は、手続上の理由に該当するかどうかについて適正に判断すべきであったといわざるを得ない。

オ なお、法人の代表者の病気という事態は、手続上の理由に該当するとして挙げられている「天災地変その他不測の障害により手続ができないとき」に該当しうるとしても、上記エの事情は、これに該当しないといえるべきであるし、一件記録を見ても、残る手続上の理由である「業務の遂行上やむを得ない用務が生じていたとき（ただし、最小限度に止めること。）」に該当する事情は見当たらない。

(4) その余の審査請求人の主張について

ア 審査請求人は、手続上の理由のいずれにも該当しないとの処分庁が下した判定については、本件診断書があるから誤りであると主張し（上記第1の3(1)）、審査請求人が前代表者のアルツハイマー型認知症と診断されていた事実等を確認したのは、令和4年2月であると主張する

(上記第1の3(2))。しかし、上記(3)イ(イ)及びウ(イ)のとおり、法人たる審査請求人は、遅くとも平成31年3月時点で、前代表者の病状等を把握していたし、事業着手の延期認可申請を行うことは可能であったといえることができるから、審査請求人の上記主張は採用することができない。

イ 審査請求人は、前代表者が前回聴聞後にアルツハイマー型認知症を患っていたことから、審査請求人には、期間内に事業着手の延期認可申請を行うことができなかつたやむを得ない事情があることは明らかであると主張する(上記第1の3(3))。これは、本件診断書の作成日(平成31年3月18日)が前回聴聞の実施日(同月1日)の後であることから、前代表者が前回聴聞後に同認知症を患ったと主張しているものと思われるが、本件診断書には、前代表者が同年1月24日には同認知症等の診断がされ、加療を開始していたことが記載されているから、審査請求人の上記主張は前提を欠いており、採用することができない。

ウ 審査請求人は、本件各鉱業権が取消しとなれば、これまでの労力と資金投下に要した対価が無駄となり、審査請求人に多大な損失が生じると主張する(上記第1の3(4))。その趣旨は必ずしも明らかではないが、処分庁が、本件処分によって被る審査請求人の損失を考慮せずに、本件処分を行ったことは裁量権の逸脱又は濫用である旨主張するものと善解するとしても、上記(3)エのとおり、本件期間徒過には手続上の理由があるとは認められないから、審査請求人の上記主張は採用することができない。

(5) 結論

以上によれば、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

なお、鉱業法126条に基づく意見聴取に際しては、審査請求人等に対して、当該事案について、証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならないこととされている(同法129条)。本件では、聴聞の通知(行政手続法(平成5年法律第88号)15条)のように審査請求人に対して事前にその旨通知はされていないようすがわかれたので、当審査会が照会したところ、審査庁は、口頭での説明以外に文書による事前通知は行っておらず、その理由としては、鉱業法129条は、行政手続法15条の聴聞通知の方式とは異なり、事前通知を行うための条文ではないと認識

しているためであるとしている（令和4年9月20日付け審査庁主張書面）。確かに鉱業法129条は審査庁に証拠提示等の機会の付与を義務付ける規定であって、それを審査請求人等に事前に通知する規定ではないし、意見聴取を事前に通知する規定である同法127条1項は、通知すべき事項として意見聴取の期日及び場所を掲げる。しかし、同項は、それら以外の事項を通知することを禁ずるものとは解されず、むしろ、審査請求人が防御の機会を失うことなく、証拠の提示等の機会を活用することができるようにする観点からは、意見聴取の期日等の事前通知と同じく、同法で規定されている証拠提示や意見陳述の機会の付与についても、事前に審査請求人等に通知することが望ましい。同法126条に基づく意見聴取は、行政不服審査法31条の口頭意見陳述に代えて義務づけられているものだけに（鉱業法127条3項）、より丁寧な取扱いが望まれる。

3 まとめ

以上によれば、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第3部会

委	員	三	宅	俊	光
委	員	佐	脇	敦	子
委	員	中	原	茂	樹